

共用型デイサービス グループホームいろり端水戸

「（介護予防）共用型指定認知症対応型通所介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(水戸市指定 第0870107091号)

当事業所はご契約者に対して共用型認知症対応型通所介護サービス及び共用型予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 愛の会
(2) 法人所在地	茨城県石岡市根当10888-3
(3) 電話番号	0299-23-5211
(4) 代表者氏名	木村 都央
(5) 設立年月日	平成6年10月7日

2. 事業所の概要

(1) 事業の種類	共用型認知症対応型通所介護事業所 共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所
(2) 事業の目的	共用型認知症対応型通所介護および共用型介護予防認知症対応型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な共用型認知症対応型通所介護サービスまたは共用型介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下サービスという）を提供することを目的とします。
(3) 運営の方針	要介護状態または要支援状態の心身の特徴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
(4) 事業所の名称	共用型デイサービス グループホームいろり端水戸
(5) 事業所の所在地	茨城県水戸市開江町8番地
(6) 電話番号	029-257-6001
(7) 管理者氏名	永見 未央
(8) 開設年月日	令和6年10月1日
(9) 定員	3名

3. 設備の概要

(1) リビング・ダイニング	利用者全員が使用できる十分な広さを備えたリビング（機能訓練室兼用）であり、テーブル・いす等を備えます。
(2) その他	台所、浴室兼洗濯室、トイレ（2か所）、静養室、事務室等をもうけます。

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職種	職務内容	人員
管理者	業務管理	1名（兼務）
介護支援専門員	介護計画作成	1名（兼務）
介護職員	日常生活の介護業務、機能訓練	5名以上
看護職員	健康管理、緊急時の対応	医療連携

5. 〈営業日及び営業時間〉

営業日：月曜日～金曜日（但し、1月1日から1月3日までは休業）

営業時間：午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間：午前9時から午後4時まで

6. サービスの内容

(1) 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。

(2) 食事

主として栄養士が作成する献立により、栄養並びに利用者の身体状況や嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間12：00～13：00

(3) 入浴

個別浴により入浴介助を行います。

(4) 排泄

利用者の状態に合わせてトイレ介助、オムツ交換等の援助を行います。

(5) アクティビティ

利用者の希望に沿って、集団的レクリエーションや創作活動等を通じて機能訓練的な諸活動を行います。

(6) 生活相談

利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

7. 利用料金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。但し、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担限度額認定証に記載された負担割合を乗じた額とします。

- (2) その他運営基準（厚生労働省令）で定められたその他の費用が別途かかります。
※別紙、料金表をご参照ください。

- (3) 前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求します。翌月15日までに契約時にお申込みいただいた口座からの自動引き落とし、または現金にてお支払いください。

- (4) 利用予定の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合、サービスの実施日の

前日までに事業所に申し出て下さい。

当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の10%（自己負担相当額）を頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する機関にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8. 秘密・尊厳の保持と個人情報の保護について

(1) 秘密の保持について

事業者およびその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び契約者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 尊厳の保持について

利用者の人権・プライバシー保護のためマニュアルを作成し、教育を行います。

(3) 情報の保護について

事業者は利用者及び契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び契約者等の個人情報を用いません。

事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者責任をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 高齢者虐待防止

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、以下の項目に取り組めます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的実施します(年2回)。
- ④ 上記の取組を適切に実施するために高齢者虐待防止の担当者を置きます。

11. 損害賠償

①当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様とします。但しその損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

②契約者の故意または重過失により、当施設又は備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用は契約者が負担します。

③契約者の急激な体調の変化等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由及び、当事業所もしくはサービスの従業者の指示・依頼に反して行った行為等にもっぱら起因して損害が発生したときは、法人は損害賠償を免れます。

⑤ 万が一の事故の発生に備えて、施設の損害保険に加入しています。

1 2. 衛生管理

- ① 共用型認知症対応型通所介護の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症の予防およびまん延防止の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、また、従業者に対し、定期的に研修及び訓練を実施します。
- ④ これらを防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

1 3. 緊急時・事故発生時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、ご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。事故が発生した場合は市や関係諸機関への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画等に基づき避難・通報及び消火訓練を、年2回以上実施します。地域の方との連携や、夜間を想定した訓練も実施します。火元危険防止のため防火管理者を中心に自主的に点検を行い、また、非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、常に有効に保持するように努めます。

1 5. 地域との連携

- ① 運営に当たっては、地域住民またはその自発的活動等との連携及び協力を行う地域との交流に努めます。
- ② サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、認知症介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6か月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要要望・助言を聴く機会を設け、記録を作成し、公表します。

1 6. 事業継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期業務再開のための計画を策定し、事業継続計画に従い必要な措置を講じます。職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更します。

1 7. 苦情相談窓口

(1) 当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

施設長 大石 豊

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

その他、各市町村の介護保険担当課や国民健康保険団体連合会、茨城県社会福祉協議会でも受け付けております。

18. 第三者評価実施状況

第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

（介護予防）共用型認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

〈事業者〉

所在地 茨城県石岡市根当10888番地3
事業者名 社会福祉法人 愛の会
代表者名 木村 都央

〈事業所〉

所在地 茨城県水戸市開江町8番地
事業所名 共用型デイサービス グループホームいろり端水戸
管理者名 永 見 未 央 印

説明者名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所から通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈ご利用者様〉

住所 _____

氏名 _____ 印

〈ご利用者様代理人（選任した場合）〉

住所 _____

氏名 _____ 印 （続柄 ）